

多賀城市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年4月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

1 監査の種類

定期監査

2 監査実施対象及び期日等

	対象	監査実施日	講評実施日
総務部	総務課	4月13日(木)	4月25日(火)
	地域コミュニティ課	4月11日(火)	
	管財課	4月5日(水)	
	交通防災課	4月7日(金)	

3 監査の範囲及び方法

平成28年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

別紙のとおり

平成29年4月実施 総務部 定期監査結果

監査の結果を全般的に見ると、概ね適正な事務処理が行われていると認められたが、歳入調定の取扱い及び時間外勤務手当の支給に誤りが見られた。
 今後はこれらの点に留意の上、適正な執行に努めて頂きたい。

対 象	総務課
実 施 日	平成29年4月13日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	地域コミュニティ課
実 施 日	平成29年4月11日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>(1) 県支出金の調定期期について 被災地域交流拠点整備事業補助金の交付決定通知を受けているが、歳入調定決議がされていない。会計事務の手引きによると、県支出金の歳入調定の時期は「交付決定のあったとき」とされていることから、速やかに歳入調定を行われたい。</p> <p>(2) 太陽光発電売電料の調定年度について 平成29年3月に発電した分の売電料が平成29年4月に収入されているが、歳入調定の所属年度を平成28年度としている。地方自治法施行令第142条に基づくと、随時の収入で通知書等を発しないものは領収した日の属する年度が調定の所属年度となることから、当該歳入の調定年度は平成29年度とするべきである。</p> <p>(3) 市民活動サポートセンター使用料の調定について 市民活動サポートセンターの平成28年5月分から7月分までの使用料について、歳入調定が行われないうち収入処理が行われていた。調定行為は、歳入を収入しようとするときにその内容を調査し適正であることを決定する行為であり、収入行為の前段階として欠くことのできないものである。適切な時期に歳入調定を行われたい。なお、歳入調定漏れについては、前年度分においても同様の事例が見られたので、早急に対策を講じられたい。</p>
3 指導事項	なし

平成29年4月実施 総務部 定期監査結果

対 象	管財課
実 施 日	平成29年4月5日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>(1) 非常勤職員の時間外勤務手当について 勤務を割り振られた日における一日7時間45分を超えない時間外勤務について、100分の125の割合で時間外勤務手当を支給しているものが見られた。正しくは100分の100である。</p> <p>(2) 職員の時間外勤務手当について 同一支給割合で複数科目から時間外勤務手当を支給しているものについて、各科目における勤務時間数の端数処理の計算を誤ったために時間外勤務手当の支給時間数を誤っているものが見られた。</p>
3 指導事項	なし

対 象	交通防災課
実施日	平成29年4月7日（金）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	<p>非常勤職員の時間外勤務手当について 勤務を割り振られた日における一日7時間45分を超える時間外勤務について、100分の100の割合で時間外勤務手当を支給しているものが見られた。正しくは100分の125である。</p>
3 指導事項	なし